

札幌市立陵北中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針の理念

(1) いじめ防止基本方針作成にあたって

(基本姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

本校生徒は、いじめを行ってはならない。また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置してはいけない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

(2) いじめの定義

いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条：平成25年法律第71号）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的には以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれにされたり集団による無視をされたりする
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- （札幌市いじめ防止等のための基本的な方針 第2案 平成27年8月より抜粋）

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止

- ア いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの特質等について校内研修や職員会議等を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- イ 集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許さない」という雰囲気を醸成する。
- ウ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- エ 学校の教育活動全体を通して全生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取り、自己有用感を高める機会を多くつくる。
- オ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図るとともに、生徒が自主的に行うボランティア活動等のいじめ防止に資する生徒会活動を支援する。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・生徒対象生活調査（年4回）
- ・教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査（年2回）

イ いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・「シャボテンログ」の活用
- ・保護者からの相談を随時受けることの周知

ウ 「いじめ対策検討委員会」の開催

- ・各学年の情報共有を行う。
- ・相談や通報があった事案は、「いじめ対策検討委員会」を通して情報を共有し、速やかに対応する。

エ いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ インターネット上のいじめに対する対策

ア 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対してもネット上のいじめ防止についての情報を周知する。

イ ネット上の不適切な書き込み等については、被害拡大を避けるために、保護者が直ちに削除措置を取るための援助を行う。なお、生徒の生命、身体又は財産に

重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報し、支援を求める。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策検討委員会」を設置する。

< 開催 >

- ・月1回の定例会を開催する。
- ・いじめと思われる事案が発生した場合には緊急に開催する。
- ・緊急に会議を開催する必要がある場合、構成員全員が揃わなくても開催する。その場合、定例の会議で確認する。
- ・いじめアンケート調査後に開催する。

< 構成員 >

校長、教頭、主幹教諭、生徒支援部長、学年生徒支援係、学年代表、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※会議には、担任や部活動の顧問なども構成員にすることができる。

また、学年生徒支援係と学年代表は、当該学年のみとする。

※事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を検討し、校長が任命する。

< 活動 >

- ア いじめの未然防止に関すること
- イ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ウ いじめ事案に対する対応（情報収集から報告まで）に関すること
- エ いじめが心身に及ぼす影響、いじめ問題に関する生徒の理解を深めること

② いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための措置が必要と認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずることができる。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教委及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、市教委に速やかに報告する。

- ② 市教委と協議の上、当該事案に対処する組織「いじめ重大事態調査委員会」を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

【「いじめ重大事態調査委員会」の構成】

校長、教頭、主幹教諭、生徒支援部長、当該学年生徒支援係、当該学年代表、当該学級担任

※事案内容により構成員については市教委と検討し、校長が任命する。

※構成員については、専門的知識や経験を有する者等の第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ①いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること。

<参考> 「いじめ防止対策推進法（H25.9施行）」

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。